

# 介護老人保健施設 花櫃 通所リハビリテーション 利用料金表

(令和6年6月1日現在 ※制度改正により金額が変更されることがあります)

## 通所リハビリテーション 通常規模

(1) 基本利用料 (7時間~8時間のご利用の場合)

項目	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
通所リハビリテーション費	762単位	903単位	1,046単位	1,215単位	1,379単位
入浴介助加算(I)	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
科学的介護推進体制加算	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位	22単位	22単位	22単位	22単位
介護職員等処遇改善加算 (I) *	74単位	86単位	99単位	113単位	127単位
合計	938単位	1,091単位	1,247単位	1,430単位	1,608単位
介護保険一部負担金額 (1日) 1割負担**	954円	1,110円	1,269円	1,455円	1,636円
介護保険一部負担金額 (1日) 2割負担**	1,908円	2,219円	2,537円	2,909円	3,271円
介護保険一部負担金額 (1日) 3割負担**	2,862円	3,329円	3,805円	4,363円	4,906円

実費負担額		1日の利用料					
項目	金額	割合	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
食費	700円	1割	1,834円	1,990円	2,149円	2,335円	2,516円
日用品費	180円	2割	2,788円	3,099円	3,417円	3,789円	4,151円
合計 (1日)	880円	3割	3,742円	4,209円	4,685円	5,243円	5,786円

(1) 基本利用料 (6時間~7時間のご利用の場合)

項目	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
通所リハビリテーション費	715単位	850単位	981単位	1,137単位	1,290単位
入浴介助加算 (I)	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
科学的介護推進体制加算	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位	22単位	22単位	22単位	22単位
介護職員等処遇改善加算 (I) *	70単位	82単位	93単位	107単位	120単位
合計	887単位	1,034単位	1,176単位	1,346単位	1,512単位
介護保険一部負担金額 (1日) 1割負担**	902円	1,052円	1,196円	1,369円	1,538円
介護保険一部負担金額 (1日) 2割負担**	1,804円	2,103円	2,392円	2,738円	3,076円
介護保険一部負担金額 (1日) 3割負担**	2,706円	3,155円	3,588円	4,107円	4,614円

実費負担額		1日の利用料					
項目	金額	割合	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤
食費	700円	1割	1,782円	1,932円	2,076円	2,249円	2,418円
日用品費	180円	2割	2,684円	2,983円	3,272円	3,618円	3,956円
合計 (1日)	880円	3割	3,586円	4,035円	4,468円	4,987円	5,494円

## 介護予防通所リハビリテーション

(1) 基本利用料

項目	要支援①	要支援②
通所リハビリテーション費	2,268単位	4,228単位
サービス提供体制強化加算 (I)	88単位	176単位
介護職員等処遇改善加算 (I) *	203単位	379単位
合計	2,559単位	4,783単位
介護保険一部負担金額 (1月) 1割負担**	2,603円	4,865円
介護保険一部負担金額 (1月) 2割負担**	5,205円	9,729円
介護保険一部負担金額 (1月) 3割負担**	7,808円	14,593円

実費負担額	
項目	金額
食費	700円
日用品費	180円
合計 (1日)	880円

## 通所リハビリテーション（その他の加算）

(2) 利用単位内訳等

◎加算単位 下記の内容の加算があります

感染症および災害により臨時的に利用者数が一定減少している場合	基本報酬単位に3.0%を乗じた単位数
理学療法士等体制加算	1日につき 30単位
リハビリテーション提供体制加算（3時間から4時間）	1日につき 12単位
リハビリテーション提供体制加算（4時間から5時間）	1日につき 16単位
リハビリテーション提供体制加算（5時間から6時間）	1日につき 20単位
リハビリテーション提供体制加算（6時間から7時間）	1日につき 24単位
リハビリテーション提供体制加算（7時間以上）	1日につき 28単位
入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき 40単位
入浴介助加算（Ⅱ）	1日につき 60単位
リハビリテーションマネジメント加算イ 開始から6ヶ月以内	1月につき 560単位
リハビリテーションマネジメント加算イ 開始から6ヶ月超	1月につき 240単位
リハビリテーションマネジメント加算ロ 開始から6ヶ月以内	1月につき 593単位
リハビリテーションマネジメント加算ロ 開始から6ヶ月超	1月につき 273単位
リハビリテーションマネジメント加算ハ 開始から6ヶ月以内	1月につき 793単位
リハビリテーションマネジメント加算ハ 開始から6ヶ月超	1月につき 473単位
リハビリテーションマネジメント加算 （事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合）	1月につき 270単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき 110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき 240単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき 1,920単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6ヶ月以内	1月につき 1,250単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき 60単位
栄養アセスメント加算	1月につき 50単位
栄養改善加算(1ヶ月に2回を限度)	1回につき 200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6ヶ月に一回）	1回につき 20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6ヶ月に一回）	1回につき 5単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	1回につき 150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ（月2回を限度）	1回につき 155単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ（月2回を限度）	1回につき 160単位
重度療養管理加算	1日につき 100単位
中重度者ケア体制加算	1日につき 20単位
科学的介護推進体制加算	1月につき 40単位
送迎を行わない場合	片道につき -47単位
退院時共同指導加算	1回につき 600単位
移行支援加算	1日につき 12単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数に8.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	算定した単位数に8.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	算定した単位数に6.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	算定した単位数に5.3%を乗じた単位数

## 予防通所リハビリテーション（その他の加算）

(2) 利用単位内訳等

◎加算単位 下記の内容の加算があります

生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6ヶ月以内	1月につき 562単位
若年性認知症利用者受入加算	1月につき 240単位
利用開始月から12月を超えた期間に利用した場合：要支援1	1月につき 120単位
利用開始月から12月を超えた期間に利用した場合：要支援2	1月につき 240単位
退院時共同指導加算	1回につき 600単位
栄養アセスメント加算	1月につき 50単位
栄養改善加算	1月につき 200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6ヶ月に一回）	1回につき 20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6ヶ月に一回）	1回につき 5単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）	1回につき 150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（月2回を限度）	1回につき 160単位
一体的サービス提供加算	1月につき 480単位
科学的介護推進体制加算	1月につき 40単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1	1月につき 88単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2	1月につき 176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）要支援1	1月につき 72単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）要支援2	1月につき 144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援1	1月につき 24単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援2	1月につき 48単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数に8.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	算定した単位数に8.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	算定した単位数に6.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	算定した単位数に5.3%を乗じた単位数

## ◎その他の料金

おやつ代	1食につき	140円
おしめ代	1枚につき	210円
尿取りパット代	1枚につき	105円
理容代		2200円

\*介護職員等処遇改善加算Ⅰについては総単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた単位数）に8.6%を乗じた単位数となります。

\*\* 金額換算については取得した介護報酬総単位数に、厚生労働省が定める地域区分の単価を乗じた額を算出し、それに介護保険負担割合証に記載された割合の負担となります。

尚、給付制限のある場合には、負担割合が異なります。